

# 金石文拓本

——「梵鐘」資料について——

## はじめに

わが国に佛教が伝来して以来、寺院の法器として梵鐘は多くの民衆に親しまれてきた。記年銘を有する最古のものは京都府「妙心寺鐘」（京都市右京区花園妙心寺町）であり「戊戌年（六九八）四月十三日」とあり、以来多数の梵鐘が製作され、今日に残されている。梵鐘には研究上各部に名称がつけられ、それにより研究されている。「宝珠」「竜頭」「笠（かた）」「上帯（じょうたい）」「紐（ひも）」「乳（ちち）」「池の間（いけのま）」「草の間（くさのま）」「縦帯（じゅうたい）」「撞座（つづま）」「中帯（ちゅうたい）」「駒の爪（こまづめ）」「下帯（かた）」などである。梵鐘の研究については『日本の梵鐘』（昭和四五年）『日本古鐘銘集成』（昭和四七年）『朝鮮鐘』（昭和四九年）『失亡鐘銘図鑑』を著わされている坪井良平氏の業績をもって完成したといえる。

本学所蔵の梵鐘類の金石文拓本は約二〇〇点があり、そのうち平成六年度予算で若干を掛軸及び額装仕立をしたので、この中の国宝に指定されている梵鐘の拓本について調査研究したことを紹介するとともに拓本

収蔵の経過について述べてみたい。

## 拓本の収蔵経過

本学所蔵の金石文拓本は日本の部の拓本として次のような種類がある。

一、碑石類	一五八点
二、墓碑銘類	一〇八点
三、墓碑類	九一点
四、石塔姿類	一四四点
五、石佛造像銘類	一〇二点
六、灯籠類	九七点
七、鐘類	一一〇点
八、擬宝珠金具類	六四四点
九、鏡類	二〇二点
十、銅鉄諸器類	四二点
合計	一一一八點

中国関係拓本類

角田芳昭

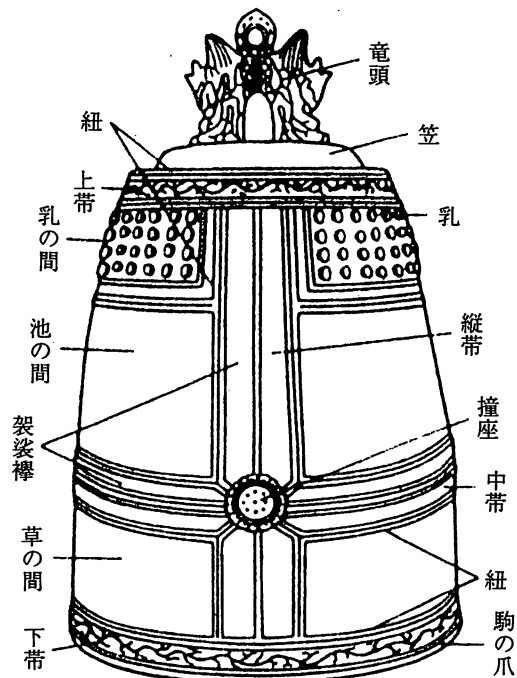
このうち日本の拓本類は鏡類を除きほとんどが木崎愛吉氏（号好尚）手拓あるいは寄贈を受けたものである。木崎氏は大阪の人で明治二六年大阪朝日新聞の記者となり、のち大正初年に新聞社を離れ、以降は東京へ移って文筆を専門とした。『大日本金石史』（大正一〇年）『大阪金石史』（大正一二年）『撰河泉金石史』（大正三年）などの大著を著わし金石文学に寄与した。この素原稿となつたのが本学に所蔵されている多数の金石文拓本で、「好尚所拓」と捺印がある。恐らくこの著書を発行後懇意としていた毎日新聞社長本山彦一氏へ譲り渡したものであろう。

### 梵鐘について

**和鐘の形状** 和鐘は普通青銅を以て鑄造しているが、まれに鉄製や銀製もあつたと記録にある。形状はコップを逆にしたような鐘身とこれを鈎にかける獸頭の環状装置とからなる。祖形は中国にあると考えられ、中国の陳宣帝太建七年（五七五）十二月九日在銘鐘（奈良国立博物館蔵）は日本の梵鐘と同形式である。梵鐘は仏具の梵音具に属し、日本の各寺院に存在し、日本独自の発達をとげた。部分の名称は次のとおりである。

**竜頭**：最上部の環状をなしている部分で、二個の獸頭からなっており、それが互いに相反してつながり環状をなし、その口唇の部分で梵鐘の上蓋に接している。その双頭のつながった上に蓮華座上に安置した宝珠をおき、その宝珠を囲む火焰が翻つて上で尖端を形づくる。

**笠形**：竜頭の下の方の鐘の上蓋の部分笠形または笠形という。またはその



鐘の名称

形状から饅頭形とも呼ばれる。無地なのを通例とするが、稀に銘の一部が施されている例もある。

**上帯**・**中帯**・**下帯**：鐘を一周する帯があり、上部のものを上帯、中央のものを中帯、下部のものを下帯と称している。また上・下帯の間を縦に四等分している帯を「縦帯」という。上帯、下帯とは文様のあるものが相当あり、鎌倉時代以降では上帯に飛雲文と、下帯に唐草文を容れているものが多い。

**乳の間**：上帯の下にある長方形の区画、周囲合わせて四区。これを乳の間または乳の町と呼ぶ。突起物の乳が配列されているからである。四

段四列のものが比較的多い。

池の間：乳の間の下にあるほぼ方形の四区。銘文は主としてここに表わされている。平安時代よりここへ銘文があらわれてくる。

草の間：中帯の下、下帯の上に普通、乳の間よりさらに小さな区画があつて草の間と呼ばれる。その名の起源は「唐草などの文様を口辺の上位に付くる等より唐草の草の文字のみをとりて命名したものであろう」といわれる。

駒の爪：鐘の下端を一周している相当幅の広い突起帯を駒の爪という。駒の爪の下面は普通鐘の内面から外面に向かって緩い傾斜としているが、駒の爪に六ヶ所の切り込みをこしらえて荷葉に見立てたり波状にしたものもある。この部分が肥厚してくるのは室町時代以降で、平安時代以前のもものは駒の爪らしくふくれないで、二条または三条の紐からできていることが多い。

梵鐘の銘文 梵鐘には銘文があるのが普通である。しかし奈良・平安時代の鐘には銘文のあるものは少なく、銘文が一般的に書かれるようになるのは鎌倉時代以降のことである。大体池の間に刻されており、銘文の表現方法としては、鑄型に文字を切り込んだり、または木製雄型の文字を鑄型に押しこんで、文字を鐘の肌に浮出しにしたもの（陽刻）か陰刻のもの、あるいは陽起という手法のもの、墨書も時にはある。鎌倉時代の中期以降は陰刻が多く、桃山時代には陽鑄の銘文も相当出ているが、江戸時代には大多数が陰刻のものとなる。銘文はその施された時期により、四種類に分類される。

原銘：鐘が鑄造された時、またはその後まもない時期に施された銘文、

陽鑄銘のほとんどがこれに属する。

追銘：原銘を施された鐘に、後になって修繕、所在地の移転、所有者交替等の事由、顛末等を追記したものであつて、追銘はことごとく陰刻である。

旧銘：改鑄鐘に、改鑄前の祖鐘に施されていた銘の全部または一部を記しているものを旧銘と呼ぶ、時には旧銘とともに、改鑄時の銘文を併記しているものもある。

後銘：鑄造当時無銘であつた鐘に、相当時間を経てから施した銘文という。鎌倉時代に鑄造された無鐘銘に、室町時代になって施した銘文などの例がある。原銘と追銘とは、たとえ原銘が陰刻のものであつても、書体が違う、刻法も違うのが通例であるので、あまり見誤ることはない。しかし原銘と旧銘とはしばしば混同されることがある。

### 銘文の形式

梵鐘銘文の形式は大別して三種類となる。その第一種は最も完備した形式のもので「序」と「銘」との二部分からなる。「序」の部分では鐘発願の趣旨、寺院の来由、鑄造の時期等を述べ、あわせて願主、檀家、鑄工などの名を記しており、その他所要材料、序、銘の撰者、筆者などの名を併記することもある。「銘」の部分は通例韻文からなり、佛法の功德、撞鐘、鑄鐘の利益を賛嘆するものである。

第二の銘文は、序・銘の区別なく、単に紀年、寺名、願主、檀那、鑄工などの名を記すほか、発願の趣旨または梵鐘の功德などを述べた銘辭

のある型式。

第三の銘文は最も簡単なもので、単に紀年と願主、紀年と寺名など最少二要素からなるものを始め、これに檀那、鑄工などの要素を加えた型式である。

そしてこの記載形式については考えてみると石田茂作氏が『考古学雑誌』第二〇巻第七号（昭和五年）に造像名記を主材にした、紀年銘の記載形式に就いて発表されて以来多くの研究者がこれを引用している。本学の梵鐘資料もこの記載形式を参考に考えてみたい。

先ず「年次」の記載形式を大別してみると次の六種をあげることができ。

- 一、年号年次なく、ただ干支のみのもの
  - 二、干支なく年号年次のみによるもの
  - 三、年号年次干支を具備するもの その(一)
  - 四、年号年次干支を具備するもの その(二)
  - 五、年号年次の下に干か支のいずれかをつけたもの
  - 六、年号と干支のみを記し、年次をあらわす数字を欠くもの
- 以上の六種にそれぞれ内訳が付き、その数一八形式であらわすことができる。

一の用例としては、古来より著名な京都「妙心寺」鐘がある。銘文は梵鐘の内面に下端から約一メートルのところから始まり「戊戌年四月十三日壬寅收糟屋評造春米連広国鑄鐘」の文字二十二字を陽鑄している。戊戌年は文武天皇の二年（六九八）に当たるといわれている。梵鐘においてはわが国最古の紀年銘を有するものであるが、かすみのこおりこ糟屋評造、

つましのむらじゆうく春米連広国が發願者の名とも鑄物師の名ともいわれ、続いて今後の研究が必要である。他に干支の上に歳次、歳在を記している例もあり三形式となる。

二の用例に属するものとしては、年号制定後における紀年記載の最も簡単な形式であり、現今最も普通に用いられているもので、年号の下に数字的の年次を書き続けたものである。福井県織田神社「神護景雲四年」の銘がこの例である。他に年号の下に第の字を加えている場合があり二形式を数える。

三の用例に属するものとしては年次の記載としてもっとも詳細なものであり「歳次」「歳在」「歳舍」「大歳」「龍集」等の字句の使い方によって数通り分けられる。奈良興福寺「神亀四年歳次丁卯……」銘は梵鐘銘歳次の最古の用例である。奈良時代にこの例多く、鎌倉時代頃までこの形式が行なわれている。「歳在」は奈良時代でも少なく、中世以降では極く少ない。大分県安住寺の「文和二年歳在癸巳五月十八日」が鐘銘では最古と思われる。「歳舍」は戦国時代以降に使用されており、岐阜県光得寺「天正歳舍丙辰仲春」銘の例がある。「大歳」又は「大才」と記しており室町時代以降はほとんど使用されていない。埼玉県川越養寿院鐘「文応元年庚申……」がこの例である。歳次、次在、歳舍、大歳等とかくところに龍集の文字を使っていることがある。愛知県一宮市天祥庵「享徳二稔龍集癸酉……」鐘銘は最古と思われる。

四の用例に属するものとしては歳次、歳在、歳舍、大歳、龍集等の文字を用いることなく年号年次の下に直ちに干支を記したもので、その文字の配列によって五種に分けられる。

①鳥各県鰐淵寺の「寿永二年癸卯……」銘では年号年次干支とを同じように書き下したもので、平安鎌倉時代にも広くこの形式が行なわれている。

②奈良県吉野郡廢世尊寺「永暦元年……」銘のように干支を横に細字で分書したところが前者と異なる。この形式は奈良時代には少なく鎌倉時代に入ると最も多く普通の形式として用いられている。

③愛知県一宮市妙興寺「永和第二丙辰」銘のように干支を細字で年号の右下に書いたもので、鎌倉時代以降のものに限り、この紀年銘はごく少ない。

④愛知県岡崎市法蔵教寺「皆慶長十七<sup>壬</sup>曆」銘のように干支が細字でしかも斜めに分書している。この用例は鎌倉後期から室町時代にかけて多くその後少なくなり江戸時代に又多くの用例が見受けられる。

⑤これまでのものは干支を年の下に記載しているが、そうでなく年の上、数字との間に干支を入れたものがある。愛知県法蔵寺「名応七<sup>丁</sup>戌年霜月十七日」の銘で、室町時代にこの書式が多い。又岐阜県星輪寺「明徳<sup>二</sup>年三月十二日」銘のように干支の字配りには分書とそうでないものがあるが、このような用例もあることを記しておく。

五の用例のものとしては『三河国宝飯地方金石文集』三河蒲郡町天桂禅院「承元巳三月」（一一〇九年）（佚亡鐘）銘のように年号年次に支のみをつけたものである。本学鐘銘拓本には例がない。また年号年次に干のみをつけたものの用例は次のようなものである。

『飛州志』喚鐘、飛驒高山宗猷禅寺「文明十一年己亥六月吉日」（一四七九）（佚亡鐘）これらの用例は非常に少ないが、足利時代に良く使わ

れている。

六の用例のものとしては大阪府柏原市光得寺「干時寛喜己丑」銘、新潟県加賀田氏蔵「康永癸未五月」銘、山梨県栖雲寺「延文己亥季冬廿日」銘、京都府本国寺「文祿癸巳九月吉辰」銘等であり、この用例は各時代にわたり割合と多い。

以上年次の記載形式について十八形式を考えてみたが、この他に次のような銘記もある。「年」の文字の代りに季、季、季、天、曆、歳、載、祀等の異字を使っている場合がある。又干支の記載にあたって、特にその異名を用いていることがある。大阪町中鐘「寛永十一閏逢關茂季秋吉日」銘は關逢が甲、關茂が戊である。また京都高台寺「皆慶長十一年柔兆敦牂小春<sup>癸</sup>」銘は柔兆が丙、敦牂が午である。

年号の中で私年号を使っていることも、ときにあり板碑等に多く梵鐘には見い出さない。南北朝から室町時代に地方的に存したもので、泰平（一一七二）、和勝（一一九〇）、迎雲（一一九九）、白祿（一二三三）、白鹿（一二四二）、大道（南北朝）、天靖（一四四三）、福德（一四九〇）、弥勒（一五〇六）、命祿（一五〇六）、永喜（一五二六）、宝寿（不明）等が見られる。

次に『月次の記載形式』を考察すると、正月、二月、三月、四月と記載するものが最も普通であり古来より九割まではこの形式であるが、詩的名称ともいえる月の呼称が用いられていることがある。

高松市法泉寺「元徳二<sup>丁</sup>午青陽銘は孟陽、正陽などと同様、青陽は正月の異名である。鎌倉円覚寺「応永丁丑仲春日」銘は仲陽、酣春などと同様仲春は二月の異名である。

山口県正法寺「正平十八年<sup>平</sup>活洗初八日」(本学資料にはない) 鐘銘は弥生、墓陽などと同じ活洗は三月の異名である。

愛知県蒲郡市勝善寺「寛喜二年<sup>平</sup>卯月三日」銘は四月の異名であることとはいうまでもなく、卯月の文字は他の月の異名より最も多い。南北朝以降室町、桃山時代にも多くの用例がみられる。

大阪市大蓮寺「干時寛永十九<sup>平</sup>初夏二十五日」銘も初夏、首夏、孟夏、始夏、維夏等と同様四月の異名である。

『越後の古鐘』に越後浄心禅寺「明應第参<sup>平</sup>仲夏下澣吉日」銘文中、仲夏は皐月、梅月、梅夏とともに五月の異名である。

大阪市難波別院「文祿五<sup>平</sup>曆林鐘下旬第四日」銘は仲呂と同じく十二律の一つで林鐘は六月の異名として用いられている。

京都市引接山寺「康暦元年<sup>平</sup>孟秋四六之天」銘は桐秋、蘭秋、初秋、新秋など孟秋は七月の異名として用いられている。

大阪市本覚寺「正保第二<sup>平</sup>曆仲秋中旬八日」銘は葉月、桂月、秋風月、秋半、季秋等とともに仲秋は八月の異名である。

滋賀県来迎寺「元龜三年<sup>平</sup>菊月吉日」銘は長月、玄月、祝月、寢覚月等とともに菊月は九月の異名である。

寢屋川市本尊寺「皆寛永十四<sup>平</sup>正<sup>平</sup>應鐘中旬」銘、京都市高台寺「皆慶長十一年柔兆敦牂小春……」銘等、應鐘、小春は神無月、神去月、初霜月などとともに異名である。

山梨県広蔵院「嘉暦二季<sup>平</sup>黄鐘廿七日」銘、愛知県岡崎市法蔵寺「明応七<sup>平</sup>年霜月十七日」銘等は神帰月、仲冬などとともに黄鐘、霜月は十一月の異名として用いられている。

山梨県栖雲寺「延文己亥<sup>平</sup>季冬廿日」銘、大阪市願生寺「皆貞享二<sup>平</sup>蔵大呂陽日」銘、等は極月、冷月、春待月などとともに季冬、大呂は十二月の異名として用いられている。この月の異名が年間を通して一番多いのが目につく。

次に『日次の記載形式』を分類してみると次のようなものがあり、約八形式ぐらいに分けられる。

一、数字的に日次を表わしたものの、例えば四月十三日とか、十二月十一日とかのように数字的にあらわしたもので、古来より現代にいたるまで銘記中最も多いものである。

二、数字的日次と干支とを兼ね合わせたもの、「十三日壬寅」(妙心寺鐘)は数字的に何日とある次に干支のみを書いたものである。平安初期にも少しの用例があり、室町時代以降にはほとんど例がない。「建久七年<sup>平</sup>十一月十九日<sup>平</sup>」(佐賀健福寺)は日次の下に干支を細字で分書したもので、この例は平安中期に多い。

三、唯干支のみで日次をあらわしたものの、日本書記、続日本紀の記載はいづれもこの形式であるが、銘記に残る実例は少なく、「天文三年正月庚甲之日初刻」(足利学校孔子像)ぐらいのものである。

四、日次をその異名によってあらわしたものの、朔日、望月、晦日、初日、生何日、結制日、解制日、彼岸、時正等の銘記がある。「皆永仁六年<sup>平</sup>孟春望日」(横浜市東漸寺)とあり、「正安参年<sup>平</sup>八月初七日」(鎌倉円覚寺)「暦応三年<sup>平</sup>四月初八日」(東京真福寺)とある。「壬申元徳二年結制後十一日」(静岡県本立寺)、「大歳壬申正慶元年解制前一日」(伊宮東明寺)(本博物館にはない)とあり、結制は禅宗用語で安居を結ぶこと、

解制はそれを解くことである。安居は禪家にあつては四月十五日に結び、七月十四日に解くのを例とする。したがつて結制後十一日は四月二十五日、解制前一日は七月十三日にあたる。

五、十日宛を一括する言葉によつて日次をあらわすもの、十日宛を一括する言葉としては旬、澣、流の三種が例としてあり、それぞれに上、中、下に分け熟字として第十日まで、第二十日まで、第三十日までをいう。「文禄五曆曆林鐘下旬第四日」(大阪市難波別院)、「永和丁巳三月下澣」(山梨永昌院)、「岬慶長十一年兆敦祥小春註」(京都高台寺)等の例がある。

六、吉祥的の文字によつて日次をあらわしたものの、銘記中吉日、吉辰、吉祥日、如意日、如意珠日等である。「元龜三註年菊月吉日」(大津来迎寺)、「文禄癸巳九月吉辰」(京都本國寺)、「岬慶長十一年……註」(京都高台寺)、「正保第二註稔吉祥日」(高槻市神峯山寺)、「岬明応第四註蟬蟠月如意珠日」(豊橋市大平寺)等の用例がある。

七、日時を指示する限定詞を略したもの、「三月日」とか「十月日」とか記したもので、これは後から記入しようと思つて記入を忘れたとも見られるが、この例が多くあるところをみると始めからの意志でなされたと思われる。この用例の最古のものとしては広島県大聖院「治承元季註一月日」鐘銘(本学資料にはない)で、続いて「治承二年六月日」(京都宿院極楽寺)(佚亡)である。

本学資料例としては「承元四年庚午十一月日」(和歌山金剛三昧院)の例があり鎌倉時代にこの用例が多く用いられている。

八、記載日に関する説明的な字句を添えたもの、この用例は多くは見

当たらないが少しある。曆の中段十二直の一を日次の下に加えることが銘記中に見られる、十二直とは建(たつ)、除(のそく)、満(みつ)、平(たいら)、定(さたん)、執(とる)、破(やふる)、危(あやふ)、成(なる)、収(おさん)、開(ひらく)、閉(とつ)で、その日の吉凶を指示するものである。戊戌年四月十三日壬寅収(京都妙心寺)等である。その他七曜ならびに二十八宿の一つを日次の下に加えていることもある。

次に銘記中に干支や数字に異字を用いている場合が多々ある。干支に異字を用いたものでは景、康、关、刁、井等があり、数字に異字を用いたものには式、参、三、二、三、伍、玖、拾等がある。又年次の上に皆、維、維時、時也、于時等の文字をつけていることがある。「岬永仁六年註孟春望日」(横浜東漸寺)、「時也延文元年七月五日」(神奈川清浄光寺)、「干時寛喜巳丑」(大阪光得寺)等の例がある。

以上紀年銘の記載形式について年、月、日その他順をおつて略述したが全体としてまとめてみたい。飛鳥白鳳時代のものには「戊戌年四月十三日壬寅収」の例にみられるように干支を主体にしており、年号の制定のない時代、あるいは年号の制定はあつても非秩序であつた時代においては当然であつたであろう。

「神護景雲四年九月十一日」のように奈良時代に入つて年号の制定が秩序正しく行なわれるようになるのと干支を除いている。しかし干支を記入しているものも多く、古文書類には数字的記載が多く、金石文等永久性を要するものには干支を合わせたものが多い、平安初期には奈良時代の形式が多い。

平安中期以降になると干支を除き数字的記載のみが多くなるが、これ

は泰平の世となり、年号の制定が秩序を保って行なわれているからと思われ、又一方干支と数字を合わせた形式として「永暦元年（991年）九月廿日」、「長寛二年（992年）七月二日……」のごとく干支を細字割書きする形式があらわれ、これがおおいに流行し、鎌倉中期まで続いている。鎌倉末期は五山文学の影響、絵画、書道等、文字、芸術の進取的思考により、伝統にとられず諸々の新しい記載形式が試みられている。「干時弘安第七（1176年）……」の例では干時、皆等の文字を紀年の上に冠せたり、弘安七年とするところを更に第の字を加え弘安第七としたり、「壬申元徳三年結成後十一日」の例では、正月、二日等数字的月名以外に結制後のような異名を用いたり、数字の四のかわりに三・二・一等の異字を用いている。「嘉暦二季黄鐘廿七日」のように年の代りに「季」と書き、十一月の異名として「黄鐘」と書くなど単調を複雑にして五山禅僧達の文字を弄ぶかとも見られるものがある。反面、寅を弓と略し、十一月日のように省略されているものも見受けられる。

次いで南北朝、室町時代の銘記は大体において鎌倉時代の踏襲であるが、干支が再び多く残っているのは、政治的混乱に不安を感じた時代相の反映であろうか。また室町末期に福徳、弥勒、命禄、永喜などの私年号が現われたのも足利幕府の統率力の弱さが一因ではないだろうか。江戸時代初期寛永時代になると天下泰平の世と朱子学を初めとする国学の勃興により、異名、異称、異体文字等が再び多く記載されるようになる。「寛永十一閏逢蘭茂季秋吉日」、「天和二年龍輔壬戌春二月消良」、「元禄五禊龍舎壬申秋九月令日」などの例である。

上記載形式について述べたが「梵鐘」に関しての名称とか異称とい

われるものが存している。「鐘」の文字を用いることが普通であり、ほとんどの梵鐘に用いられている。また「鐘」の文字も多く用いられているが、これは中国、朝鮮に多くこれらの影響を受け奈良、平安時代にも多い。これら鐘、鐘に当時の学問的仏教の影響を受けて単なる一字には満足せず種々な形容の一字を加えている。すなわち推鐘、槌鐘、撞鐘、鳴鐘、洪鐘、等であり大型仏器ゆえ巨鐘、大鐘、巨鑪、洪鐘、梵鐘などがあり、經典、仏具より派生したと見られる鍵椎、乾椎なども出てくる。時刻の役目もしたので時鐘、報鐘等も例がある。また小型の釣鐘の銘に小鐘、半鐘、範鐘、飯鐘、喚鐘などの例を見る。

### 梵鐘解説

**妙心寺鐘**……日本最古の紀年銘を有する梵鐘として古来より著名で、銅鑄製である。京都市右京区花園妙心寺町に存する。総高一五〇・〇cm、口径八六・〇cm、鐘身内部の下端から一メートルのところに縦一行に細字で「戊戌年四月十三にち寅収糟屋評造春米廣國鑄鐘」という二二文字の銘文があり、戊戌年すなわち文武天皇二年（六九八）に福岡県糟屋郡において製作されたものである。全体の形が口径に比して鐘身が高く胴張りが目立たず、吊手の竜頭は細長く長身瀟洒ですっきりした雅趣である。これと鐘身、撞座など同寸同形ものが観世音寺（福岡）に伝えられており、この二口は同一工房で同時期に作成されたものと推測される。昭和二六年六月国宝に指定された。もと嵯峨金剛院に伝来し、のち妙心寺に移されたと伝えられる。



興福寺観禪院鐘……奈良市登大路町興福寺に存する奈良時代神亀四年（七二七）の紀年銘をもつことで著名で、形姿は東大寺鐘と同様、高さに比して口径が大きく、鐘身が太目の系統に属する。銘文は奈良朝の紀年銘鐘三口の内、唯一の陰刻銘で縦帯に四行八〇字であらわされる銘文より神亀四年十二月十一日銅四千斤、白鑄二百六十斤を使って鑄造されたことがわかる、総高一五〇・五cm、口径九〇・九cm。昭和二十七年十一月国宝に指定された。

織田神社鐘……神護景雲四年（七七〇）の紀年銘をもつ奈良朝在銘鐘三口の一口。福井県丹生郡織田町に存する。総高一〇九・八cm、口径七六・五cm、銘文は草の間一区に「劔御子寺鐘神護景雲四年九月十一日」と陽鑄されるが書体は素朴である。鐘は素朴で簡素な作風がみうけられ、鑄造技術も無造作で洗練された感覚ではなく、地方で製作されたものと思われるが、奈良期の紀年銘をもつ鐘として希少価値がある。昭和三十一年六月国宝に指定された。

神護寺鐘……古来「三絶の鐘」と人口に膾炙された貞観十七年（八七五）の紀年銘をもつ著名な梵鐘である。三絶のいわれは銘文の序と学者として名高い橘広相が、銘は菅原道真の父で橘広相の師にあたる菅原是善が選し、書は能筆家で歌人の藤原敏行といった当代でも一流の大家三人の手になる銘文をもつとに由来している。京都市右京区梅ヶ畑高尾町に存する。総高一四九cm、口径八〇・三cm、池の間に四区全面にわたり陽鑄銘で十七行、鐘の功德をうたい、形式・内容ともに後世の鐘銘の模範とされているものである。昭和二十七年三月国宝に指定された。

栄山寺鐘……平安前期鐘のうち、銘文の秀逸さにおいて神護寺の「三

絶の鐘」と双壁をなすといわれ、和鐘に成立上、頂点をきわめた頃の製作である。もと山城深草の道澄寺鐘で、延喜十七年（九一七）鑄造された。奈良県五條市小島に存する。銘文は池の間四区全面に三二行にわたって陽鑄された堂々たる格調の高い書風をみせるもので、このため作者を菅原道真、書を小野道風とする伝承すら生れたが、様式的には実年代がさらに遡るものと推定される。総高一五七・四cm、口径八九・一cm、これは額装に仕立てた。昭和二十七年三月国宝に指定された。

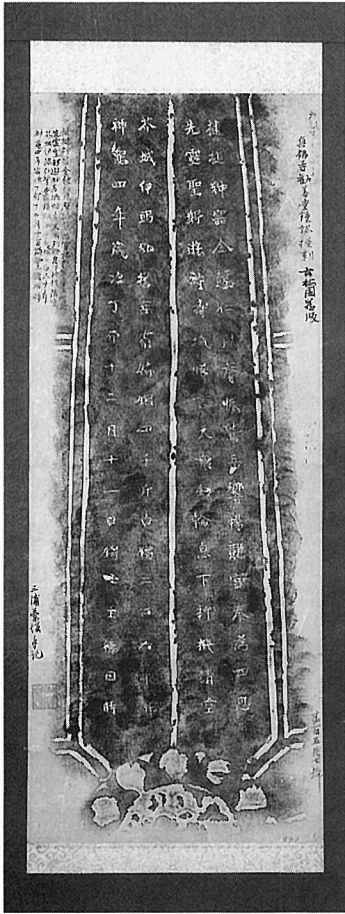
圓覺寺鐘……建長寺鐘【建長七年（一二五五）鑄造】と並び称される鎌倉時代の代表的梵鐘である。総高二六〇cm、口径一四二cm。正安三年（一二三〇）八月鑄造された。神奈川県鎌倉市市山ノ内に存する。池の間四区にわたって陰刻されている銘文は第二区と第四区の大文字が双鉤体（籠字）で表されており、堂々として雄健な書風は、この大鐘にふさわしい見事なものである。この銘文によってこの梵鐘は圓覺寺を開創した北条時宗の子、北条氏第九代の執権であった貞時が大檀那となり、寄捨助縁善信一千五百人と共に寄進したもので、撰文は西澗子曇、鑄物師は物部国光で、正安三年（一二三〇）八月に鑄造され、八月十七日巳時に撞き初めたことが知れる。鐘銘中に鑄造年月を記すのは珍しくないが、鐘楼に懸け、撞き初めた日まで記載する例は稀である。昭和二十八年十一月国宝に指定された。

註 参考文献 『日本の梵鐘』坪井良平著 昭和四五年 角川書店

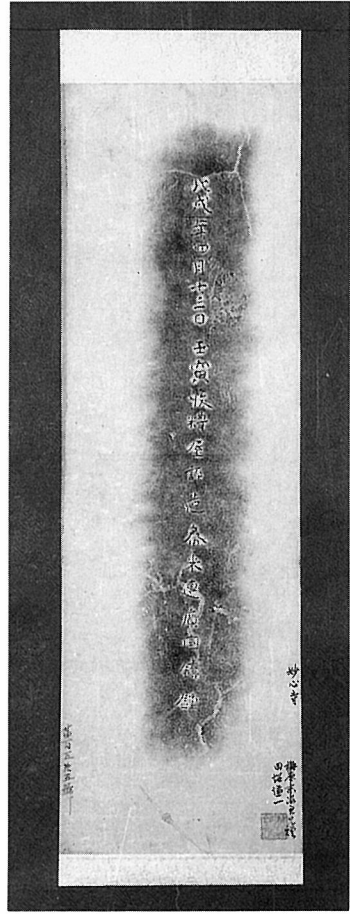
『国宝大事典』北村哲郎編 昭和六一年 講談社

『史泉』「梵鐘拓本」資料と紀年銘の記載形式について 第五

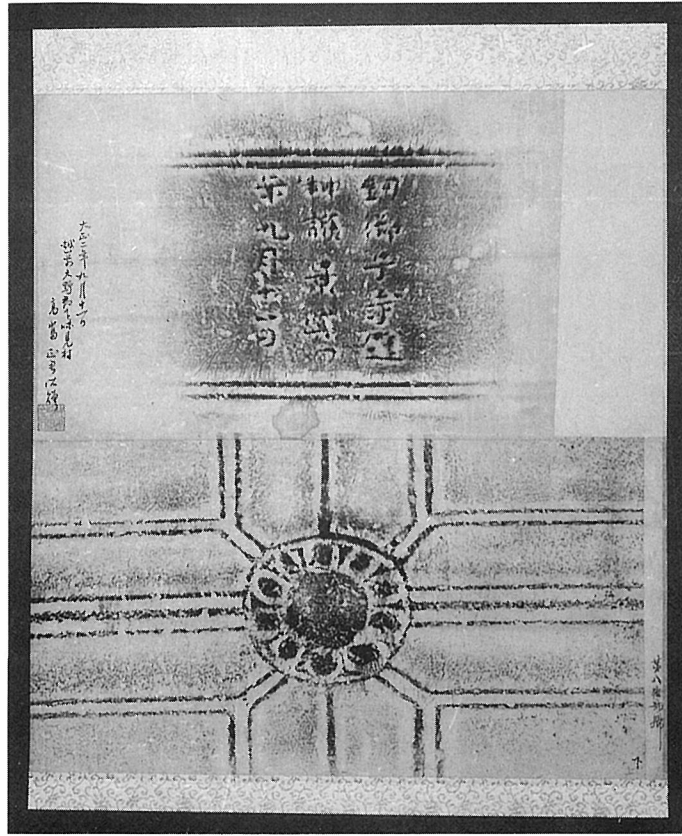
三号 関西大学史学会 昭和五四年三月



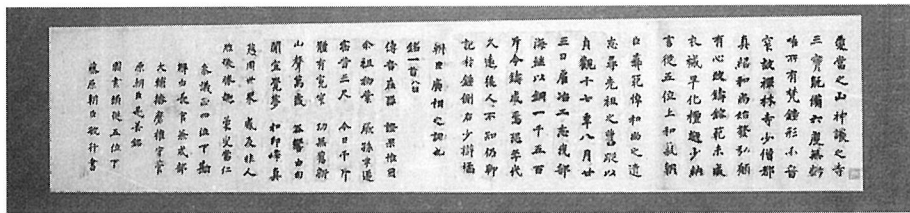
② 奈良県 興福寺勸善堂鐘銘(神龜四年)(727)  
木版69×24cm



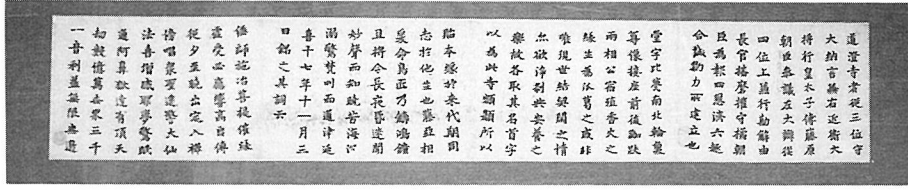
① 京都府 妙心寺鐘銘(文武二年)(698)  
67×18.5cm



③ 福井県 織田神社鐘銘(神護景運四年)(770) 57×46cm



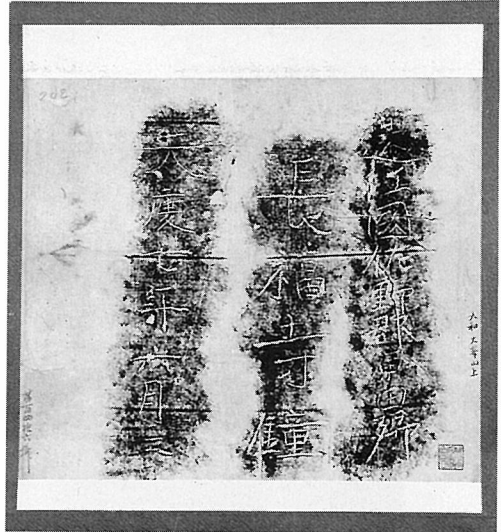
④ 京都府 神護寺鐘銘(貞觀十七年)(875) 32×159cm



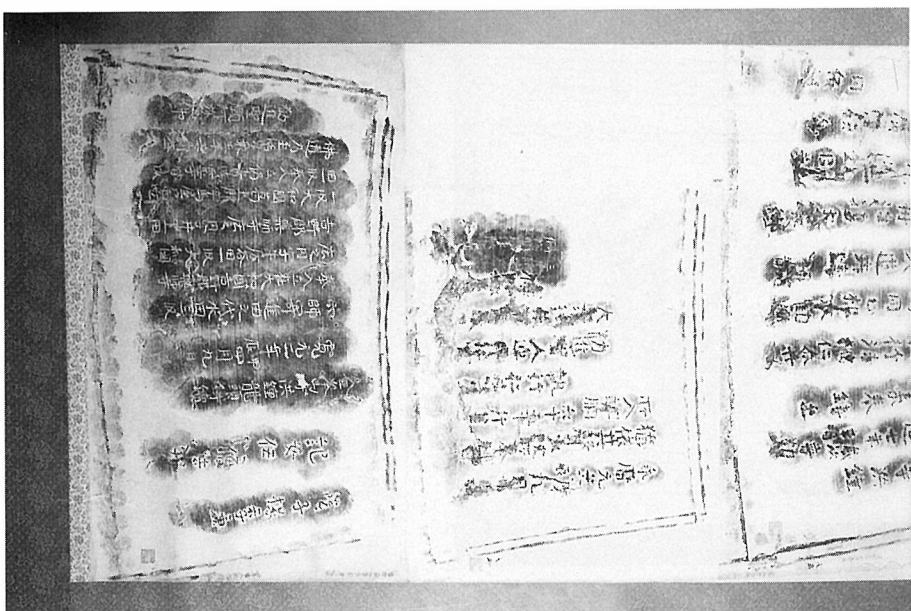
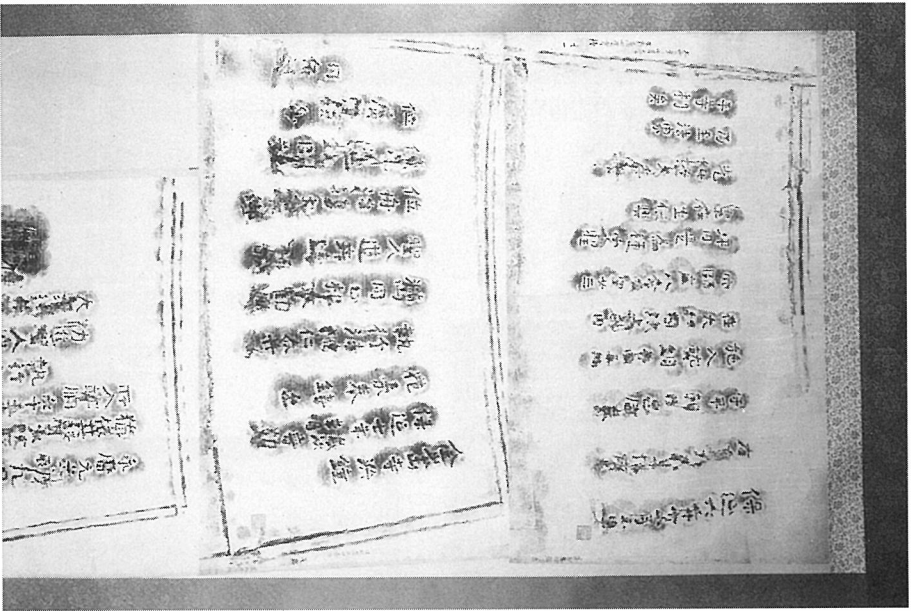
⑤ 奈良県 榮山寺鐘銘(延喜十七年)(917) 木版34.5×207cm



⑦ 京都府 平等院鐘 129×67cm



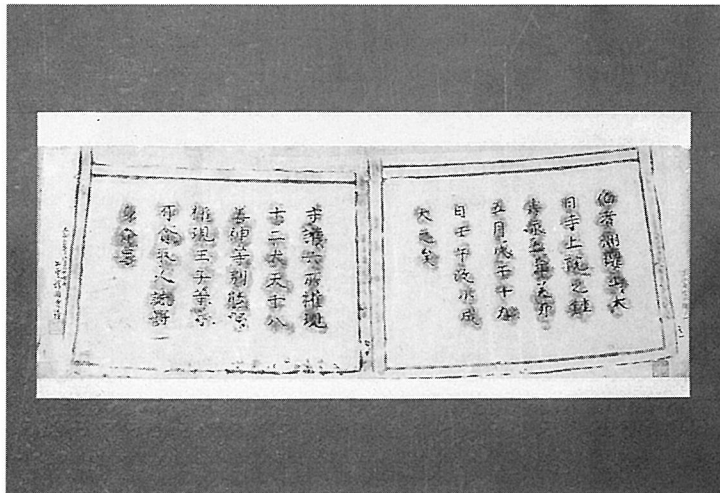
⑥ 奈良県吉野郡天川村  
金峯山寺鐘銘(天慶七年)(944) 39×36cm



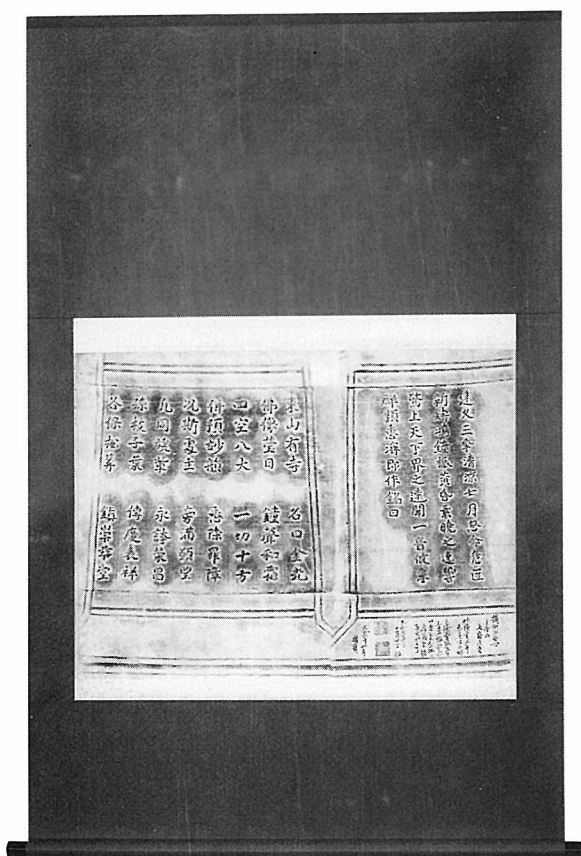
⑧ 奈良県 廢世尊寺鐘銘(永曆元年)(1160) 194×78cm



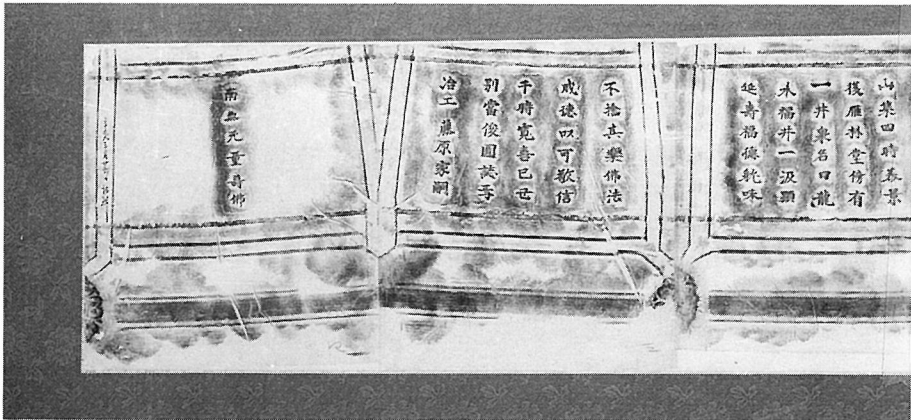
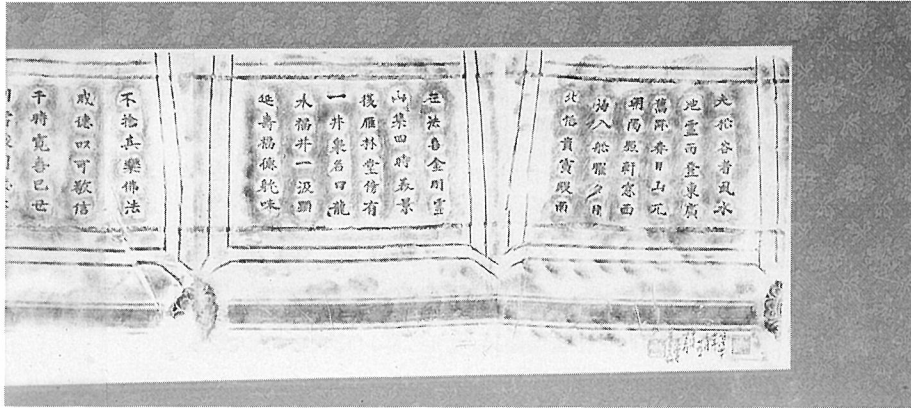
⑨ 京都府 西本願寺鐘銘(元廣隆寺) 110×68cm



⑩ 鳥根県 鰐淵寺鐘銘(壽永二年) (1849) 35.5×80cm

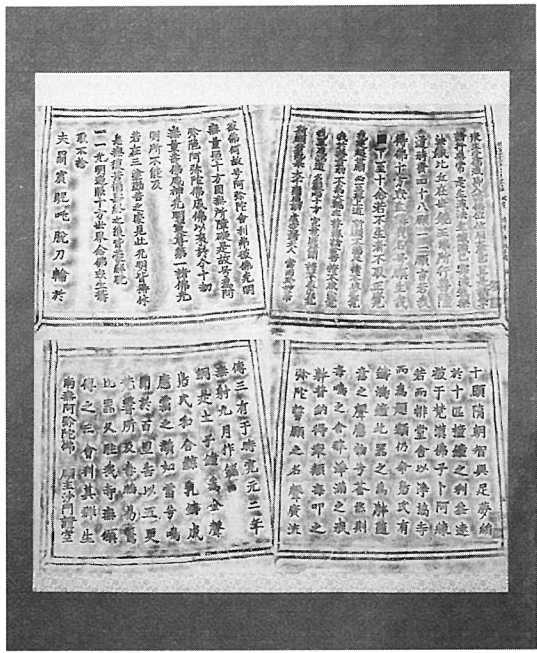


① 大阪府平野 長寶尼寺鐘銘(建久二年)(1191) 56×63.5cm

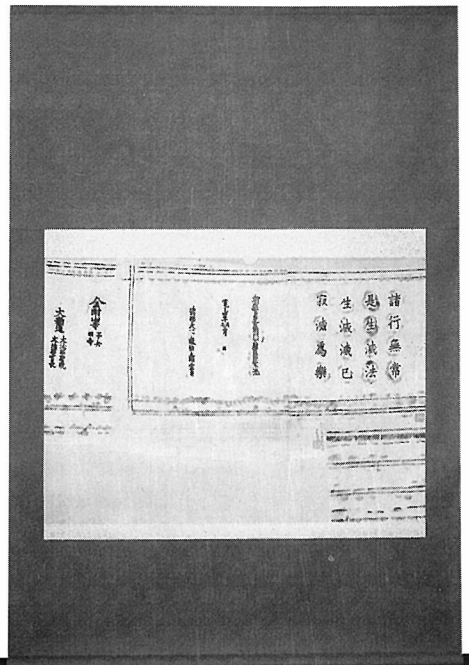


⑫ 大阪府 光德寺鐘銘(寛喜元年)(1229) 34×128cm

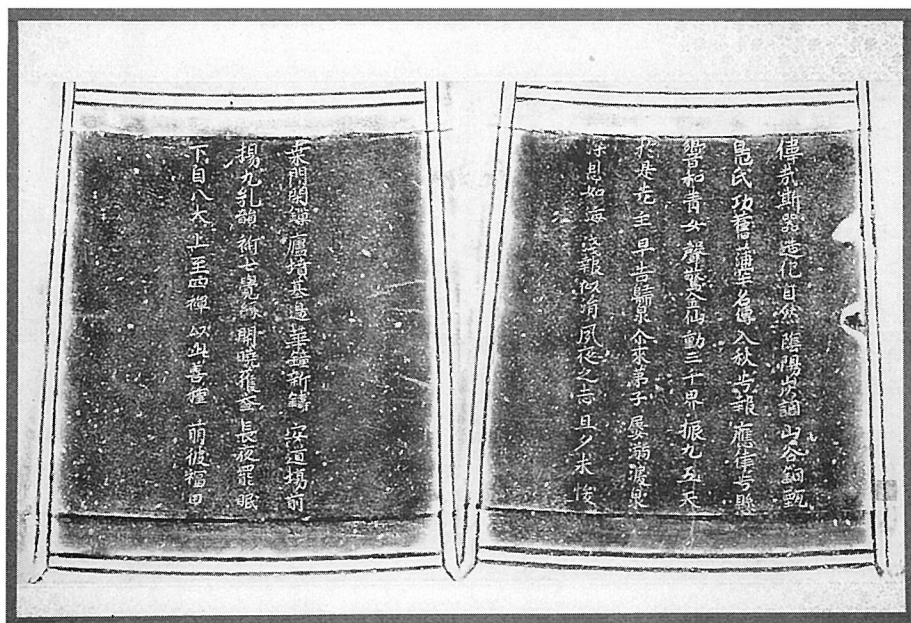




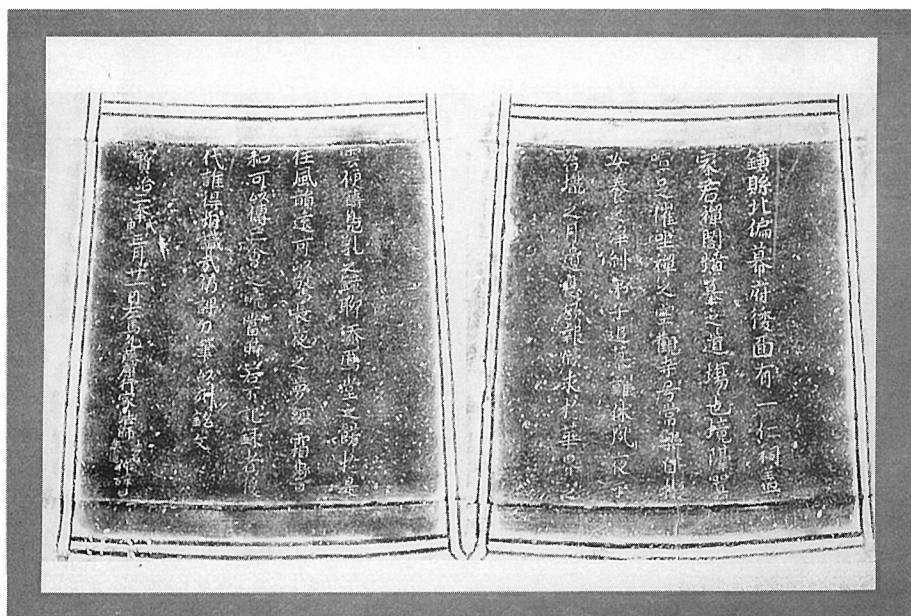
⑬ 兵庫県 浄橋寺鐘銘(寛元二年)(1244) 103×92cm



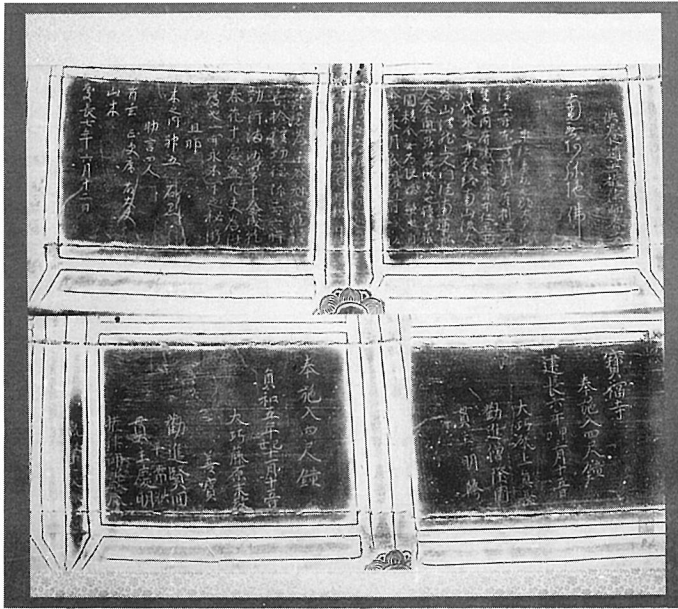
⑭ 奈良県郡山 金剛山寺鐘銘(寛元四年)(1246) 72×87cm



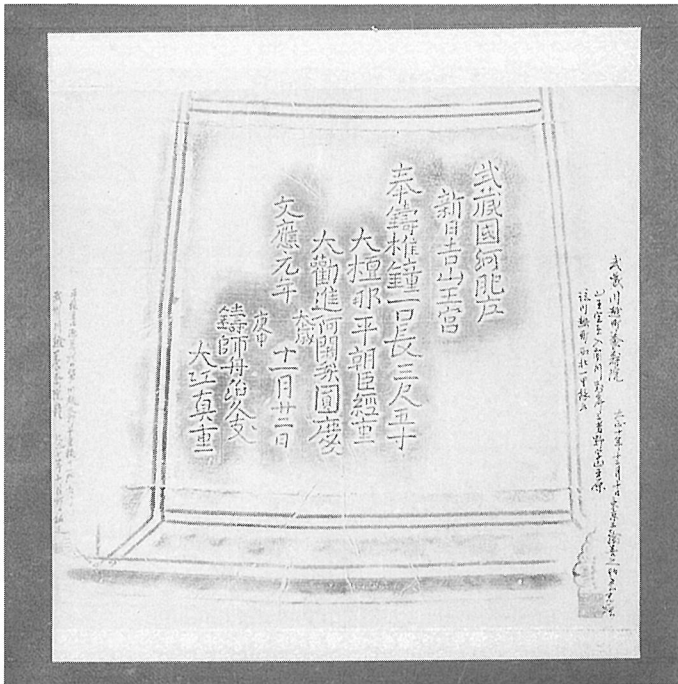
⑮ 神奈川県 常楽寺鐘銘(寶治二年)(1248) (1) 59×91cm



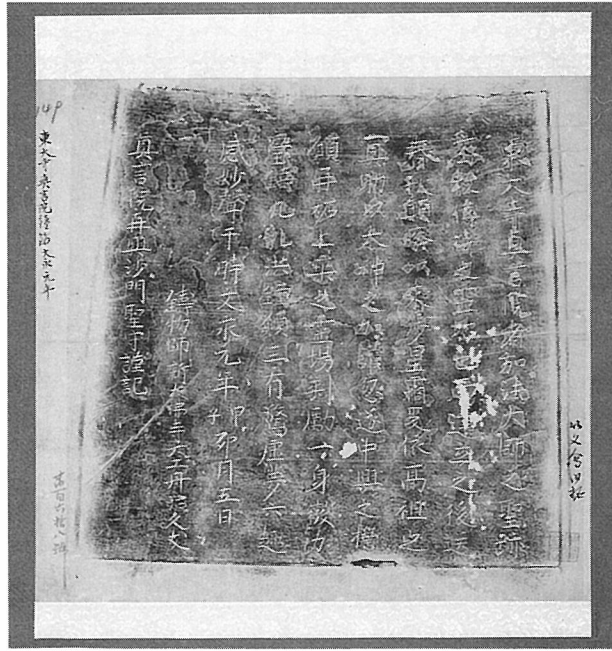
神奈川県 常楽寺鐘銘(寶治二年)(1248) (2) 59×91cm



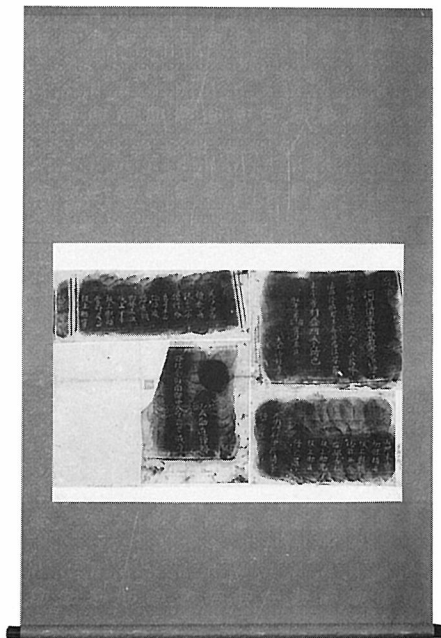
①⑥ 浄土寺鐘銘(貞和五年)(1139) 77×86.5cm



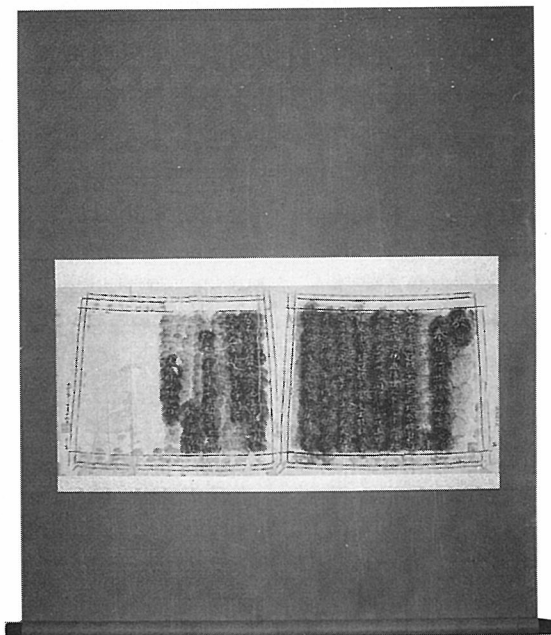
①⑦ 埼玉県川越 養壽院鐘銘(文應元年)(1260) 52×48cm



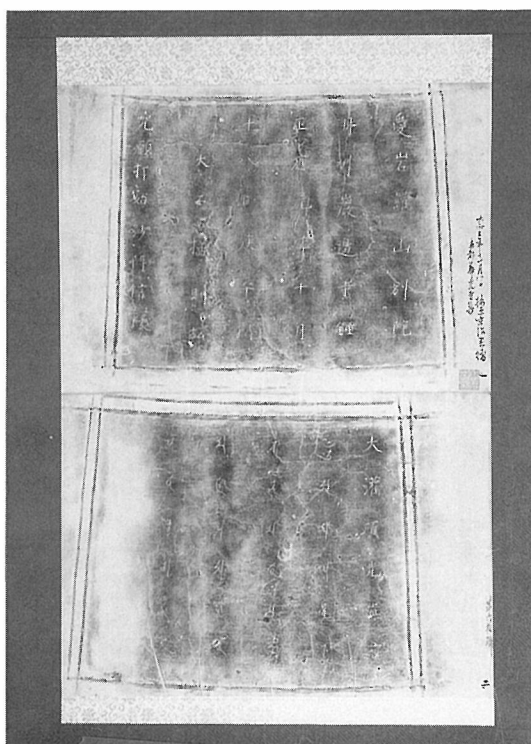
⑱ 奈良県 東大寺真言院鐘銘(文永元年)(1264) 42×37cm



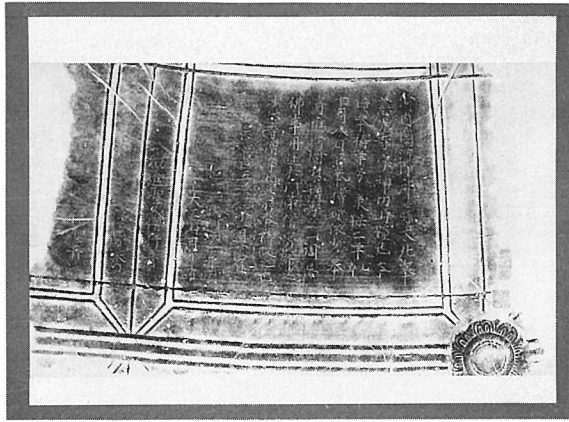
⑲ 和歌山県 金剛峯寺鐘銘(元河内教興寺鐘)(弘安三年)(1280) 58×77cm



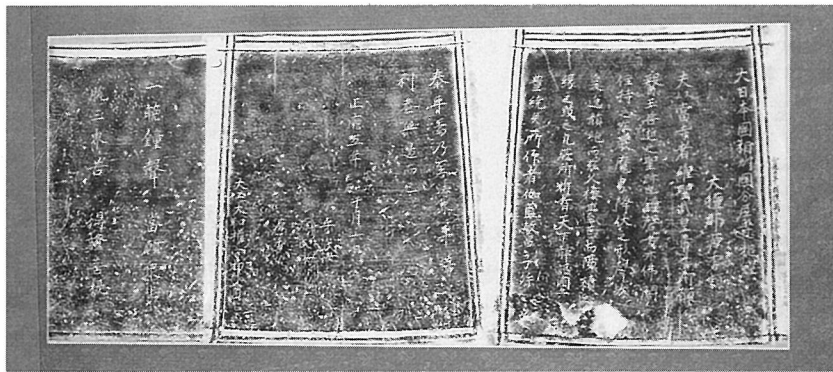
⑳ 滋賀県 蓮華寺鐘銘(弘安七年)(1284) 49×92.5cm



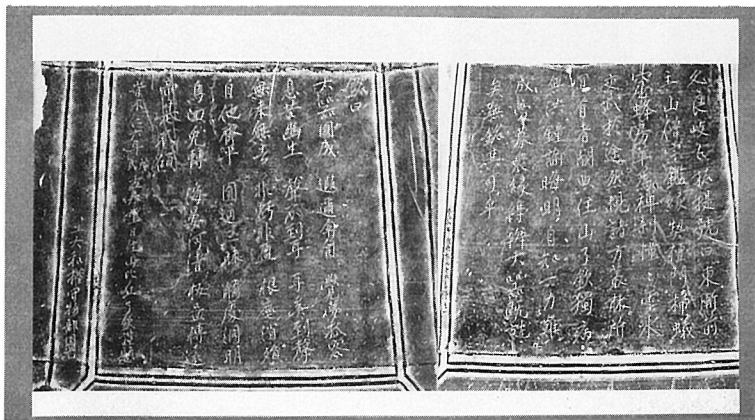
㉑ 京都府 華光寺鐘銘(元岩辺寺鐘)(正応元年)(1288) 43×60cm



② 大阪府 慈光寺鐘銘(正応五年)(1292) 43×60cm



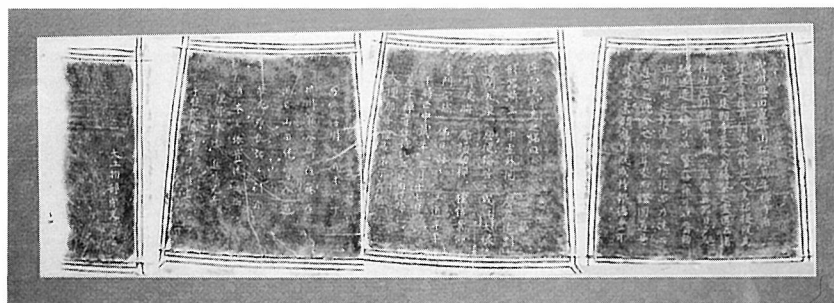
③ 神奈川県海老名市 國分尼寺鐘銘(正応五年)(1292) 48.5×118cm



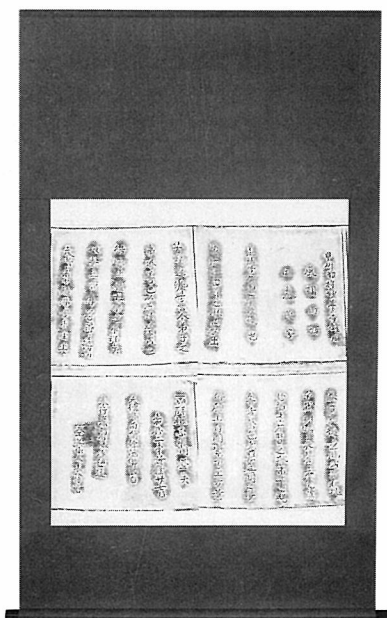
④ 神奈川県 東漸寺鐘銘(永仁六年)(1298) 52.5×96cm



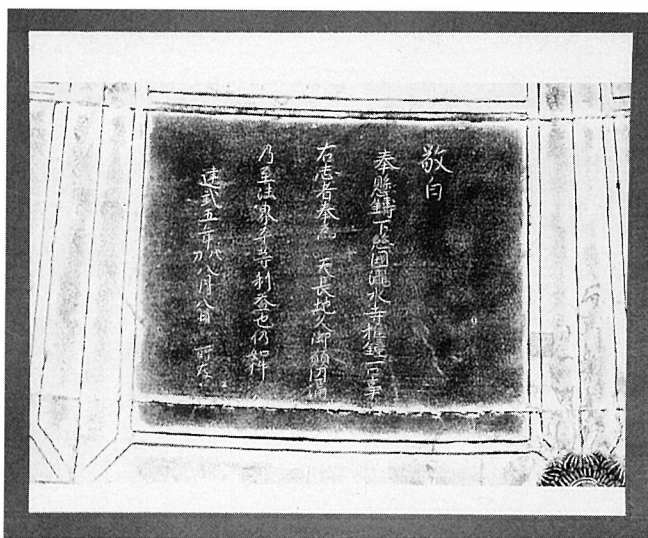
⑳ 神奈川県 圓覺寺鐘銘(正安三年)(1301) 142×68cm



㉑ 神奈川県 妙光寺鐘銘(元松柏万年寺鐘)(正中二年)(1325) 47×152cm

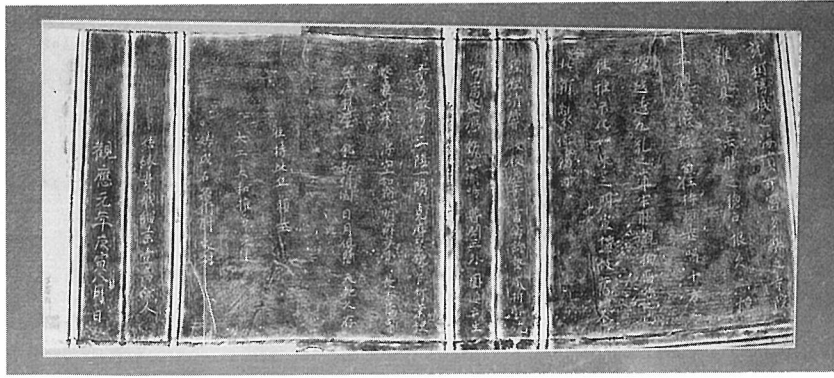


⑳ 山梨県 廣敝院鐘銘(元初狩妙公寺鐘)(嘉曆二年)(1327) 76×68cm

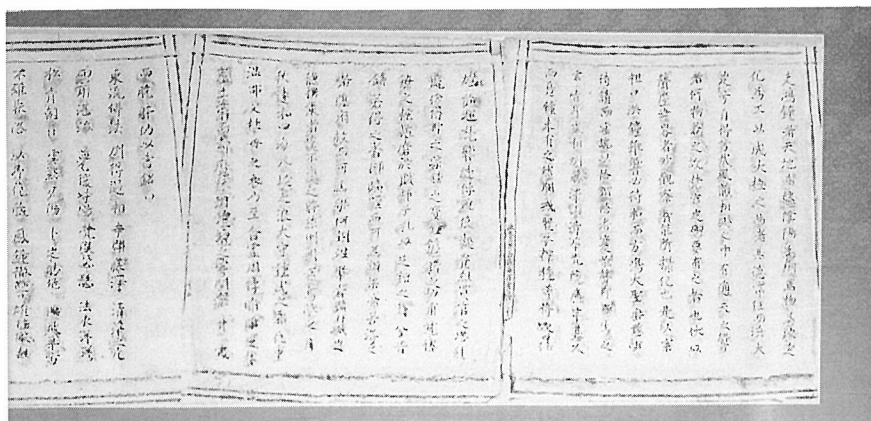


㉑ 千葉県 滝水寺鐘銘(建武五年)(1338) 41×52cm





② 神奈川県鎌倉市山内 東慶寺鐘銘(観応元年)(1350) 49.5×119.5cm



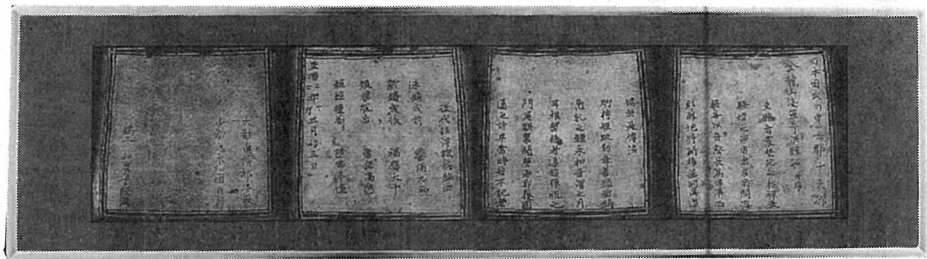
③ 神奈川県藤沢市 清浄光寺鐘銘(延文元年)(1356) 60×198cm

ハヤシ(叢林の火)と禁忌

— 叢林・禁忌の展開 —



③1 京都府 妙満寺鐘銘(元道成寺鐘) 77×41cm



③2 東京都 浅草寺鐘銘(安德四年)(1183) 木版39×172cm